

令和7年度 茨城県家庭的保育事業認定研修

子どもの保育（教育原理） NO1

元松蔭大学コミュニケーション文化学部子ども学科
教 授 永井由利子



この単元で学ぶこと

- 教育の意義、目的及び児童福祉法等の関連性



1 保育所の起源

- 日本では
- 1890年（明治23年）新潟市「静修学校附設託児所」に設立された（学校に来ている学生が子守をしていたので勉学に集中できるように作られた。）
- この頃から、農繁期における女性労働者のための要望などに基づき民間託児所が始まる。

2 児童福祉法 （昭和22年に成立） NO1

第一章総則

第一条 全て児童は、**児童の権利に関する条約※**の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保証されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保証される権利を有する。

第二条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その**最善の利益**が優先して考慮され、**心身共に健やかに育成されるよう**努めなければならない。

- ② **児童の保護者は**、児童を心身共に健やかに育成することについて**第一義的責任を負う**。
- ③ 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身共に健やかに育成する責任を負う。

※児童の権利に関する条約 第1部 第3条 1 児童に関する全ての措置を取るにあたっては、公的もしくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局または立法機関のいずれによって行われるものであっても、**児童の最善の利益**が主として考慮されるものとする。

2 児童福祉法 （昭和22年に成立） NO2

第三章 事業、養育里親及び要支援里親ならびに施設

三十九条 保育所は保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設（利用定員が20人以上であるものに限り、幼保連携型認定こども園を除く。）とする。

- ② 保育所は、前項の規定にかかわらず、特に必要があるときは、保育を必要とするその他の児童を日々保護者の下から通わせて保育することができる。

3 保育所保育指針（1）・・・保育所の役割

第1章総則

1 保育所保育に関する基本原則

(1) 保育所の役割

ア 保育所は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条の規定に基づき保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、入所する子どもの**最善の利益を考慮し**、その福祉を積極的に増進する事に最もふさわしい生活の場でなければならない。

イ 保育所は、その目的を達成するために、**保育に関する専門性を有する職員**が、家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して、**養護及び教育を一体的**に行うことを特性としている。

3 保育所保育指針（２）・・・保育所・保育士

ウ 保育所は、入所する子どもを保育するとともに、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、入所する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行う役割を担うものである。

エ 保育所における保育士は児童福祉法第十八条の４の規定を踏まえ、保育所の役割及び機能が適切に発揮されるように、倫理観に裏付けられた専門的知識、技術及び判断をもって、子どもを保育するとともに、子どもの保護者に対する保育に関する指導を行うものであり、その職責を遂行するための専門性の向上にたえず努めなければならない。

3 保育所保育指針（3）・・・保育の目標

ア 保育所は、子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす場である。このため、保育所の保育は、子どもが現在を最もよく生き、望ましい未来を作り出す力の基礎を培うために、次の目標を目指して行わなければならない。

（ア）十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を満たし、生命の保持及び情緒の安定を図ること。→ 5 領域が示されている

（イ）健康・安全・心身の健康の基礎（ウ）人との関わり

（エ）思考力の芽生え（オ）言葉の豊かさ（カ）感性・表現力

4 幼児期において育みたい資質・能力 —幼児教育を行う施設として共有すべき事項—

- 遊びを通しての総合的な指導
- 環境を通して行う教育

＜生活する力＞

（認知力...インプット）

知識・技能
の基礎

＜発見・考え・表現する力＞

（認知力...アウトプット）

思考力・判断力・
表現力等の基礎

＜かかわる力＞（非認知力）

学びに向かう力・
人間性等

5 幼児期の終わりまでに育って欲しい10の姿 ー夢中になって遊ぶ中に学びがあるー

■ 教育課程企画特別部会 論点整理平成30年の改訂(定)に向けて（平成28年8月2日）

健康な心
と体

自立心

協同性

道徳性・
規範意識
の芽生え

社会生活と
の関わり

思考力の
芽生え

自然との関
わり生命尊
重

数量・図
形・標識や
文字への関
心・感覚

言葉による
伝え合い

豊かな感
性と表現

0歳から6歳までの育ちのイメージ

乳児保育 3つの視点

健やかにのびのびと育つ

身近な人と気持ちが通じ合う

身近なものに関わり感性が育つ

1・2歳児・幼児教育は5領域

健康

人間関係

環境

言葉

表現

幼児期の終わりまでに育って欲しい10の姿

健康な心と体

自立心

協同性

道徳性・規範意識の芽生え

社会生活との関わり

思考力の芽生え

言葉による伝え合い

数量・図形・標識や文字への関心・感覚

豊かな感性と表現

自然との関わり生命尊重・公共心等

6 質の高い保育の実現に向けて

カリキュラムマネジメントの考え方を生かす



(SPDCA) 保育を振り返ること

課題を見つけて改善すること

新たなねらいのもと
に実践すること

<保育改善の視点から>

■ **SEE→ PLAN→ DO→ CHECK→ ACTION**

■ 幼児教育ではSEEが大切な保育の出発点であり、基本的な子ども理解のポイントとなる。

■ SEEは、ただ景色としての保育を「見る」のではなく、FOCUS、RESEARCH、THINK、FEEL、CATCHと幾つもの視点をもって子ども理解を深化することである。そこから子どもにとってふさわしいねらいをもった保育が始まる。

■ よく見ることによって課題を捉え改善され、クリエイティブな保育が展開され子どもにとって、楽しさの中に学びのある遊びや生活が生まれる。

三つの
資質・能力

全体的な
計画

幼児期の終わりま
でに育って欲しい
10の姿

年間指導計画

長期の指導計画

5領域の
ねらい・内容
を踏まえて

期・月案

週案

短期の指導計画

日案

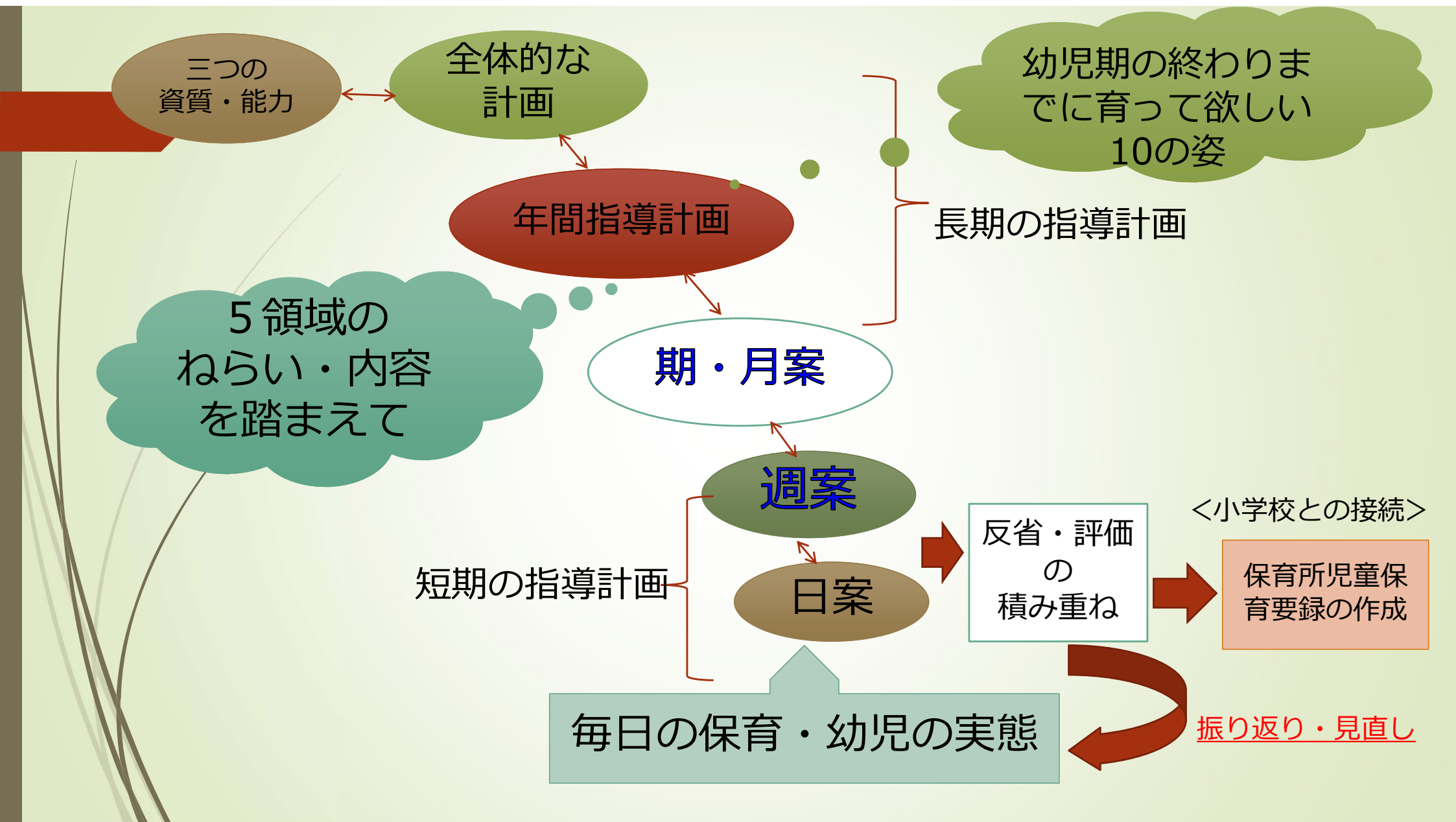
反省・評価
の
積み重ね

＜小学校との接続＞

保育所児童保
育要録の作成

毎日の保育・幼児の実態

振り返り・見直し



1) 全体的な計画 NO1

＜保育の目標＞

子どもが現在を最も良く
生き、望ましい未来を作
り出す力の基礎を培う

ア 保育所は、保育の目標を達成するために、各保育所の方針や目標に基づき、子どもの発達過程を踏まえて、保育の内容が組織的・計画的に構成され、保育所の生活の全体を見通して、総合的に展開されるよう、全体的な計画を作成しなければならない。（保育所保育指針解説 P44）

2) 全体的な計画 NO2

イ 全体的な計画は、子どもや家庭の状況、地域の実態、保育時間などを考慮し、子どもの育ちに関する**長期的見通し**をもって適切に作成されなければならない。



1日の流れ・生活リズムなど発達過程に照らす。
子どもの体験や生活のリズムなども発達過程に照らして考慮し、ねらいや内容を構成する。
養護の視点と教育の視点

ウ 全体的な計画は、保育所保育の**全体像を包括的に示す**ものとし、これに基づく**指導計画**、**保健計画**、**食育計画**等を通して、各保育所が創意工夫して保育できるように、作成されなければならない。



職員の研修計画も、全体計画と関連付けながら作成されるものである。施設長の責任のもとに作成するが、全職員が参画し、共通理解と協力体制のもとに創意工夫

全体的な計画作成の手順について

- 1) 保育所保育の基本について、**職員間の共通理解**を図る。
 - ・ 児童福祉法や児童の権利に関する条約等、**関係法令**を理解する
 - ・ 保育所保育指針、**保育所保育指針解説**の内容を理解する。
- 2) 乳幼児期の発達及び子ども、家庭、地域の実態、保育所に対する **社会**の要請、保護者の意向などを把握する。
- 3) 各保育所の保育理念、目標、方針等について**職員間での共通理解**を図る。
- 4) 子どもの**発達過程を長期的に見通し**、保育所の生活全体を通して第2章（保育の内容）に示す事項を踏まえ、それぞれの時期にふさわしい**具体的なねらいと内容**を、一貫性を持って構成する。



ブレイクアウトルーム話し合しましょう！

<話し合いテーマ1>

- あなたは、子どもにとってふさわしい保育とはどのような保育であると考えますか？
- （①人的環境として・②物的環境として・③その他） 3つの視点から考えましょう。
- 一番大切にしないといけないことは何でしょうか？

3) 目の前の子ども理解

- 週日案の「ねらい」をどのように作成していますか？
- 一人一人の子に、今育とうとしていること、保育者が課題と感じていて育てたいと思うことなどを具体的に考える
- 目の前の子供に対する具体的なねらいをもって日々の保育にあたる
- プランのない思い付き保育では、子どもにとってふさわしい保育にはならない
- 日々の振り返りも、具体的なねらいに対して自分の関わりや環境構成はどうであったかなどを振り返り、次にどのように改善すればもっとより良いものになっていくかの改善点を見出すことが大切



子どもをよく見て理解する
(興味は? 気持ちは? 自分でやろうとしていることは? など)

具体的なねらいをもち考えを持って
保育をする (共感的受け止めや温かい
応答的な関わり)

(SPDCA) 保育を振り返る

課題を見つけて改善する

新たなねらいのもとに実践する

7 子どもにとってふさわしい保育

- 子どもの**最善の利益**のために
- **環境**が適切であるか（安全であることを基本とし、さらに）
- 保育内容が**発達段階・子どもの興味関心**にあっているか
- 保育者の関わりが適切であるか・・・子どもの人権を尊重しているか



保育の意義を考えよう！

8 まとめ・・・再度確認しましょう！

今育とうとしている子どもの姿をとらえて

- 一人一人の**人権**が守られているか
- 一人一人の**子どもの気持ち**を捉えているか
- 一人一人の子どもの**今の課題**は何か見極めているか
- 一人一人のやりたいこと・**主体性を尊重**しているか
- 子どもとの**信頼関係**のもと、**安全で安心**できる生活を保証しているか

日々確認しながら保育にあたっていきましょう